

## 白河市立地適正化計画改定及び都市計画マスタープラン策定業務委託（仮）説明書

（適用）

第1条 本説明書は、白河市（以下、「発注者」という。）が発注する「白河市立地適正化計画改定及び都市計画マスタープラン策定業務委託（仮）」（以下、「本業務」という。）に適用する。

（目的）

第2条 当市は平成21年3月に「白河市都市計画マスタープラン」を策定し、現在まで改定は行われていない。また「立地適正化計画」は、令和3年8月に策定しており、法定の「調査、分析及び評価を行う」期間が近づいてきているものである。

特に都市計画マスタープランは策定から一定の期間が経過することや、市の最上位計画である「白河市行動計画-アジェンダ2027-」、市の土地利用の最上位計画である「白河市国土利用計画」が策定されたこと、現都市計画マスタープランの対象区域が「過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域に指定されたこと、近年頻発化・激甚化する災害への対応、都市施設の整備に伴う新たな民間開発の需要への対応など、取り巻く環境が大きく変わってきている。

当市における土地利用の動向を踏まえ、両計画の策定または改定を行う必要性が大きくなっている。

（履行期間）

第3条 本業務の履行期間は、次のとおりとなる。

契約締結日から令和7年3月19日まで

令和7年4月1日から令和8年3月19日まで

（業務対象範囲）

第4条 本業務の対象範囲は、白河市全域とする。

（配置予定技術者）

第5条 受注者は、管理技術者、照査技術者、担当技術者を予定配置技術者として専任する。選任する管理技術者及び照査技術者については、業務全般の作業計画の立案、工程管理、業務の妥当性を総括する立場であることから、高度な技術と十分な実務経験を有する資格者から選任するものとする。

（秘密の保持および情報保護対策）

第6条 受注者は、本業務遂行上で知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。また、個人情報のもとより、行政機密等について情報管理の徹底に努めなければならない。

（市民意見の聴取及び整理）

第7条 市民意見の聴取を行うものとする。その実施する時期や手法、回数等については定めていない。

(検討委員会等の運営支援)

第8条 外部委員会組織及び庁内組織の検討委員会における資料原稿の作成や議事録の作成等、必要な運営支援を行うものとする。その組織や回数等については定めていない。

(打合せ協議)

第9条 打ち合わせ協議は、必要と判断される場合は適時実施するものとする。その回数については定めていない。

(都市の現況把握)

第10条 本市を取り巻く現状把握として、本市の概況や人口動向、土地利用、開発動向、都市機能の立地状況、空家状況、災害リスクの分析、地価動向等について、既存の統計資料や都市計画基礎調査等を用いて、把握・整理する。その際、出典詳細や分析方法も整理する。なお、その他の手法を用いることを妨げるものではない。

(現行計画の評価)

第11条 現計画に位置づけられる都市づくりに関する施策、事業等の実施状況について、進捗状況や問題点を検証する。また、整理・把握してきた内容を基に、今後の都市計画を展開していく上で対応すべき課題を整理する。

(他自治体の情報収集)

第12条 他自治体における誘導施策などの実現化方策の情報を収集し、本市の状況と対比しながら、方策の検討を行う。

(立地適正化計画)

第13条 国土交通省資料である「立地適正化計画作成の手引き」「立地適正化計画 ご相談参考様式」に則りながら計画改定を行う。

(都市計画マスタープラン)

第14条 国土交通省資料である「都市計画運用指針」に則り計画策定を行う。

(成果品)

第15条 本業務の成果品は、以下のものを想定している。

(1) 令和6年度

- ・業務報告書 2部
- ・立地適正化計画資料集 10部
- ・上記電子データ 一式 (word、excel、shape 形式等)

(2) 令和7年度

- ・業務報告書 2部
- ・都市計画マスタープラン 計画書 100部
- ・立地適正化計画 計画書 100部
- ・都市計画マスタープラン概要版 200部
- ・立地適正化計画概要版 200部

- ・ 市民意見の聴取用資料 一式
- ・ 検討委員会等資料 一式
- ・ 上記電子データ 一式 (word、excel、shape 形式等)

(立地適正化計画及び都市計画マスタープランを同時に策定する利点の採用)

第16条 効率的または合理的な手法等がある場合は、前条までの各種説明に限らない。